

# 山口県報

平成20年  
4月25日  
(金曜日)

## 目次

告示

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....一

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....一

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....二

山口県鉱工業生産動態統計調査(統計分析課).....二

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....三

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正(環境政策課).....四

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示の一部改正(環境政策課).....四

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正(環境政策課).....五

振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示の一部改正(環境政策課).....五

悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正(環境政策課).....五

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....五

土地改良事業計画変更の同意(農村整備課).....五

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....五

公告

契約の締結(税務課).....六

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....六

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....七

選管告示

直接請求に必要な有権者の数.....七

山口県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨.....七

### 山口県告示第二百十号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、平成二十年五月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 補償基礎額の表第二号のイ中、「四千百円」を「四千九十円」に改める。

### 山口県告示第二百十一号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成二十年五月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

四、二二九円	一三、四六七円
四、八四七円	一三、四六七円
五、七四四円	一三、四六七円

表中

六、四七八円	一六、二四五円
七、〇六二円	二〇、〇八四円
七、二二三円	二二、五九一円
六、九七三円	二三、九四一円
六、四七九円	二四、一六四円
五、八四三円	二三、九二八円
四、五三九円	二一、一六四円
四、一〇〇円	一四、六〇八円
四、一〇〇円	一三、四六七円

を

四、四一四円	一三、五一二円
四、九六七円	一三、五一二円
五、八二七円	一三、七二二円
六、五〇〇円	一六、三九二円
七、〇〇六円	二〇、〇七二円
七、二七三円	二二、六四六円
七、〇三五円	二四、一五七円
六、五六九円	二四、三八〇円
五、九一二円	二三、八九二円
四、五五〇円	二一、一〇〇円
四、〇九〇円	一四、三三三円
四、〇九〇円	一三、五一二円

に改める。

### 山口県告示第二百十二号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示(平成十八年山口県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、平成二十年四月一日以後の期間に

係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百九十円」を「十万四千九百六十円」に、「五万六千七百十円」を「五万六千九百三十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千三百円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千四百七十円」に改める。

### 山口県告示第二百十三号

山口県統計調査条例(昭和二十五年山口県条例第三十四号)に基づき、山口県鉱工業生産動態統計調査を次のとおり実施する。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

#### 一 調査の目的

この調査は、県内の鉱工業の生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

#### 二 調査の事項

別に定める生産品目について、生産数量、出荷数量及び在庫数量を調査する。

#### 三 調査の範囲

この調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成十九年総務省告示第六百十八号)に定める日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、大分類C―鉱業、採石業、砂利採取業及び大分類E―製造業に属する事業所であつて、有意抽出法により選定したものについて行う。

#### 四 調査の期日

毎月末日現在で行う。

#### 五 調査の方法

自計申告とし、郵送方式により行う。

山口県告示第二百十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年四月二十五日から同年五月十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 株式会社アーバンコーポレイション  
 住 所 広島市中区上八丁堀四番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名 称 下松山田団地汚水処理施設  
 所在地 下松市大字山田四番地
- 三 特定施設に関する事項

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3$ /日)	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年	使 用 時 間 隔 間 時 日 当 た り の 使 用 間 隔 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要
七二	二八〇	平成二〇、 五、一六	平成二〇、 八、一六	平成二〇、 八、一六	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「七二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十二号のし尿処理施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( $mg/l$ )	
七二	通 常 最 大	二 〇 〇	二 八 〇
八	通 常 最 大	三 〇 〇	二 八 〇
	通 常 最 大	四 〇 〇	二 八 〇
	通 常 最 大	二 一 五	二 八 〇
	通 常 最 大	六	二 八 〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 ( $m^3/日$ )	処理の方式	使用時間間隔	一日当たり の使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
し尿処理施設	強化プラスチック製	二八〇	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	平成二〇、 五、一六	平成二〇、 八、一六	平成二〇、 八、一六

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量( $m^3$ )
		処理前	処理後	
し尿処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	通常	八・六	二八〇
		最大	八・六	
	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常	二〇〇	二五〇
		最大	二〇〇	
	浮遊物質量 ( $mg/l$ )	通常	二〇〇	二五〇
		最大	二〇〇	
	大腸菌群数 ( $個/cm$ )	通常	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇
		最大	一、〇〇〇、〇〇〇	
	窒素 ( $mg/l$ )	通常	五〇	二五〇
		最大	五〇	
	リン ( $mg/l$ )	通常	八	二五〇
		最大	八	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水口の 種類	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量( $m^3$ )
		通常	最大	
八	普通	五・八	八・六	二八〇
	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	二〇	二〇	二八〇
	浮遊物質量 ( $mg/l$ )	三〇	三〇	二八〇
	大腸菌群数 ( $個/cm$ )	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二八〇
	窒素 ( $mg/l$ )	二五	二五	二八〇
	リン ( $mg/l$ )	六	六	二八〇

所、関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。( )

山口県告示第二百十五号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づき地域の指定に関する告示(昭和五十五年山口県告示第二百六十三号)の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から施行する。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市及び玖珂郡和木町に係る別図を次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、関係保健

山口県告示第二百十六号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づき規制基準に関する告示(昭和五十五年山口県告示第二百九十九号の四)の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から施行する。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市及び玖珂郡和木町に係る別図を次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、関係保健

所、関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。( )

山口県告示第二百十七号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示(昭和五十三年山口県告示第三百六十八号)の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から施行する。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市及び玖珂郡和木町に係る別図を次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、関係保健所、関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第二百十八号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示(昭和五十三年山口県告示第三百六十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から施行する。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市及び玖珂郡和木町に係る別図を次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、関係保健所、関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第二百十九号

悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示(平成八年山口県告示第二百五十七号)の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から施行する。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市及び玖珂郡

和木町に係る別図を次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、関係保健所、関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称  
下関市菊川町土地改良区 認可年月日 平成二〇、四、一六  
宇部市中村土地改良区 " " 一八

山口県告示第二百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

市町名 施行地区 事業の種類 同意年月日  
萩市 むつみ地区 用排水施設の改修 平成二〇、四、一八

山口県告示第二百二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称  
わかば台(1)地区  
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	美 川 町 南 桑	川 口	一五のー	一号
"	"	"	一五のー	二号
"	"	"	三三七のー	三号
"	"	"	三三八四のー	四号
"	"	"	三二八九のー	五号
"	"	"	三二九二のー	六号
"	"	"	一五のー	七号
"	"	"	一五の三ー	八号
"	"	"	一五のー六	九号



(一八五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地  
岩国県税事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
電気 五百四十万六千キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十年三月十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号

- 六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)  
九千三百二十五万五千九百三十九円
- 七 入札公告日  
平成二十年二月五日
- 八 その他

- (一) 契約担当者  
岩国県税事務所長 大賀 教生
- (二) 調達方法  
購入
- (三) 落札方式  
最低価格

(一八六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年十二月十一日山口県公告(六〇一)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年四月二十五日から同年五月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 メディコ21山口吉敷店  
所在地 山口市吉敷中東二丁目三〇五三の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(一八七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年十二月十一日山口県公告(六〇二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年四月二十五日から同年五月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。



働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一八八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年四月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

柳井市南町二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区土橋町四番一三号

ブリヂストンタイヤ中国販売株式会社



山口県選挙管理委員会告示第四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十年四月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、四六三
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四、四六三
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二七〇、五三三
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 七〇九、三六六 熊毛郡選挙区 七〇九、三六六 下関市選挙区 七〇九、三六六 宇部市選挙区 四〇七、一三七 山口市選挙区 四〇七、一三七 萩市阿武郡選挙区 三三〇、二八七 防府市選挙区 三三〇、二八七 下松市選挙区 三三〇、二八七 岩国市玖珂郡選挙区 二五二、一五八 光市選挙区 二五二、一五八 長門市選挙区 二五二、一五八 柳井市選挙区 一〇九、一四五 美祢市選挙区 一〇九、一四五 周南市選挙区 一〇九、一四五 山陽小野田市選挙区 一〇九、一四五
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二七〇、五三三
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二七〇、五三三
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項	二七〇、五三三

山口県選挙管理委員会告示第四十一号

平成十九年四月八日執行の山口県議会議員一般選挙において、各候補者の出納責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十年四月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年4月8日執行山口県議会議員一般選挙(下関市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,885,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	友田 有	所属党派	自由民主党	収入又は支出の年月日 平成20年3月28日 第3回分
出納責任者氏名	友田 栄			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	
			選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通信費		0
			交通費		28,410
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			宿泊費		0
			雑費		0
その他の寄附 0件		0	今回計		28,410
その他の収入		28,410	前回計		3,919,113
今回計		28,410	総計		3,947,523
前回計		2,778,833			
総計		2,807,243			

報告書受理年月日	平成20年3月31日	第3回報告分
----------	------------	--------

平成二十年四月二十五日発行刷

発行行人所

山口県知事庁

定価一箇月金二千七百円(送料共)